

## 電子契約サービス提供業務に係る質問に対する回答

No.	資料名称	該当項目（該当頁）	質問内容	回 答
1	業務仕様書	P 2 2 事業内容（1）サービスの提供 ア（エ）	<p>仕様書において、サービスで使用する電子署名について、建設業法施行規則第 13 条の 4 第 2 項の技術的基準への適合が求められています。これに関連し、本契約期間中（契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで）において、県として建設工事請負契約を電子契約の対象とする予定はありますか。</p> <p>また対象とする予定がある場合、「令和 8 年度中の想定契約件数（概数で結構です）」、及び「電子化対象とする契約の金額帯（例：500 万円未満のみ、全件等）」をご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>・県における電子契約の運用範囲は、段階的に拡大する予定としていますが、現時点においては、本契約期間内に建設工事請負契約を電子契約の対象とする予定はありません。</p>
2	業務仕様書	P 2 2 事業内容（1）サービスの提供 ア（エ）	<p>「建設業法施行規則(昭和 24 年建設省令第 14 号)第 13 条の 4 第 2 の技術的基準に適合するものであること。」という要件について、以下の解釈で相違ないでしょうか。</p> <p>建設業法施行規則は令和 2 年に省令改正されておりますが、改正前の規定に基づきグレーゾーン解消制度へ申請し取得した回答についても、第 13 条の 4 第 2 項が定める技術的基準への適合を示すものとして有効であることを、国土交通省に確認済みです。</p> <p>この点を踏まえ、改正前・改正後いずれの時点で取得したグレーゾーン解消制度の回答であっても、建設業法施行規則第 13 条の 4 第 2 項に定める技術的基準に適合するという内容の回答を取得していれば、本仕様書該当要件を満たすという解釈で相違ないでしょうか。</p>	<p>・仕様書のとおりですが、適合性について、本契約期間内においては立会人型署名で実施することを考慮しながら、企画提案の内容を基に総合的に判断します。</p>

No.	資料名称	該当項目 (該当頁)	質問内容	回答
3	業務仕様書	P 2 2 事業内容 (1) サービスの提供 ア (オ)	<p>「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律 (平成 10 年法律第 25 号) への対応ができること。」という要件について、以下の解釈で相違ないでしょうか。</p> <p>該当の電子帳簿保存法は、主に民間事業者における国税関係帳簿書類の保存義務等を定めたものであり、本要件は、貴県及び契約の相手方が同法に対応できるよう、システムとして同法及び同法施行規則で定められる法的要件 (真実性・可視性の確保等) に機能として適合・対応できることを求めるものと推察いたします。したがって、特定機関が発行する第三者の外部認証の取得の有無自体は、必須の要件として求められるものではないという解釈で相違ないでしょうか。</p>	<p>・お見込みのとおりです。</p>
4	業務仕様書	P 2 2 事業内容 (1) サービスの提供 イ	<p>表中のスマートフォンの OS、ブラウザの要件欄を踏まえると、県職員様と契約相手方の役割と利用するデバイスの区分については、以下の解釈で相違ないでしょうか。</p> <p>・県職員側は、主に PC において、電子契約書の準備 (アップロード等)・承認・署名・契約締結・保管・検索・出力等を行えること。また、PC の OS (Windows11 以降) 及びブラウザ (Microsoft Edge(chromium)) の動作には必ず対応しサポート対象とすること。</p> <p>・契約の相手方は、PC 及びスマートフォンにおいて、契約締結に必要な操作、具体的には承認操作を行えること。</p>	<p>・お見込みのとおりです。</p> <p>なお、契約の相手方は承認操作だけではなく、無償で締結済契約書の確認や保管・検索等も行えることが望ましいです。</p>
5	業務仕様書	P 3 2 事業内容 (1) サービスの提供 ウ	<p>「ウ 機能要件」の (ア) から (コ) に明記されていない機能要件については、本業務の参加に対して必須の要件ではないという解釈で相違ないでしょうか。</p>	<p>・お見込みのとおりです。</p>

No.	資料名称	該当項目 (該当頁)	質問内容	回答
6	業務仕様書	P 3 2 事業内容 (2) サービス導入支援 エ	仕様書において、例規等の改正等に対し、助言を行うことを求められておりますが、本仕様における貴県が期待される業務水準をお伺いします。 本業務における例規改正に対する助言とは、単なる改訂事例の紹介にとどまらず、例規に関する専門的知識や十分な経験を有する担当者が、貴県の例規集及び関連する規定等を全て点検し、電子契約の導入に伴い影響のある個所の特定・提示を行うことという理解でよろしいでしょうか。 また、当該業務に従事する担当者の資格・専門性についてお示しいただける範囲でご教示ください。	・企画提案書に記載された内容を基に総合的に評価します。  ・当該業務に従事する担当者の資格・専門性については特に指定はありません。
7	業務仕様書	P 3 2 事業内容 (2) サービス導入支援 エ	仕様書において、例規等の改正等に対し、助言を行うことを求められておりますが、本仕様への対応は法令の改正や新設などに関わるため、当然、弁護士法第 72 条 (非弁行為の禁止) に抵触しないよう法的コンプライアンスを遵守して業務に当たる必要があると存じますが、その理解でよろしいでしょうか。	・お見込みのとおりです。
8	業務仕様書	P 3 2 事業内容 (2) サービス導入支援 エ	本業務の受託後、仕様書に定める「2 事業内容 (2) サービス導入支援 エ」の業務内容について、貴県の期待する水準に達しない場合、または弁護士法第 72 条に抵触する方法 (周旋を含む) で行われる場合、契約期間中であっても、貴県から契約を解除する可能性はございますか。	・契約内容や各種法令への適合性等が問題となった場合は、受託者と協議の上、検討することとなります。
9	業務仕様書	P 4 2 事業内容 (4) 運用に関する要件	「(4) 運用に関する要件」のアからクに明記されていない運用の要件については、本業務の参加に対して必須の要件ではないという解釈で相違ないでしょうか。	・お見込みのとおりです。
10	企画提案実施要領	P 5 5 契約候補者の選定方法等に関する事項 (2) 企画	プレゼンテーション・操作デモの当日運営について、以下の点をご教示ください。 ・各参加者の持ち時間 (プレゼン・操作デモ・質疑応答)	・1 参加者あたり 40 分程度 (プレゼン 20 分・

No.	資料名称	該当項目（該当頁）	質問内容	回答
		提案選考委員会の開催ウ	<p>それぞれの目安時間)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・操作デモにおけるインターネット接続環境について、県側で有線 LAN または Wi-Fi 接続環境が提供されるか</li> <li>・インターネット接続環境が提供されない場合、参加者によるモバイルルータ等の持込みは認められるか</li> <li>・プロジェクター・スクリーン等の接続仕様映像入力端子の種類（HDMI/VGA/USB-C 等）</li> <li>・接続用変換アダプタの持込は認められるか</li> <li>・音声出力（外部スピーカー）の利用可否</li> <li>・一参加者の説明員として入室可能な人数の上限</li> <li>・参加者は現地出席が必須か、オンライン（Web 会議システム）での参加も認められるか</li> <li>・プレゼンテーションや操作デモで使用する PC などの端末は参加者の持参でよいか</li> </ul>	<p>操作デモ 10 分・質疑応答 10 分) を想定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県ではインターネット接続環境を用意しませんので、必要な場合は参加者側において準備をお願いします。</li> <li>・プロジェクターと PC を HDMI ケーブルで接続しスクリーンに投影しますが、接続用変換アダプタが必要な場合は参加者側において準備をお願いします。</li> <li>・県では音声出力（外部スピーカー）を用意しませんので、必要な場合は参加者側において準備をお願いします。</li> <li>・説明員の上限は特にありません。</li> <li>・現地出席を想定しておりますが、一部の参加者（例：操作デモ説明者等）はオンライン参加でも構いません。ただし、県では Zoom 等の Web 会議アプリ、カメラやマイク等を用意しませんので、必要な場合は参加者側において準備・当日の設定等をお願いします。</li> <li>・PC は参加者側で持参をお願いします。</li> </ul>
11	企画提案書作成要領	P 2 1 企画提案	<p>本要領において「様式は任意とする」との記載がありますが、以下について、指定の有無及び指定があるのであれば指定の内容についてご教示ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企画提案書のページ数上限（ある場合は上限ページ数）</li> <li>・電子媒体で企画提案書を提出する際のファイル形式の</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企画提案書のページ数に上限はありませんが、持ち時間内で説明可能なものとしてください。</li> <li>・PDF ファイルでの提出をお願いします</li> </ul>

No.	資料名称	該当項目 (該当頁)	質問内容	回答
			<p>指定 (ある場合は指定するファイル形式)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・複数ファイルに分割しての提出が可能か (例: 本文/積算内訳書/参考資料を別 PDF とする)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企画提案書作成要領 2 (3) に記載のとおり、費用積算内訳書と企画提案書が別冊で作成されていれば、複数ファイルに分割しての提出で構いません。</li> </ul>
12	企画提案書作成要領	P 2 2 費用積算内訳書	<p>本要領において「任意様式」との記載がありますが、以下について、指定の有無及び指定があるのであれば指定の内容についてご教示ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・費用積算内訳書のページ数上限 (ある場合は上限ページ数)</li> <li>・電子媒体で費用積算内訳書を提出する際のファイル形式の指定 (ある場合は指定するファイル形式)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・費用積算内訳書のページ数に上限はありません。</li> <li>・PDF ファイルでの提出をお願いします</li> </ul>
13	企画提案審査要領	P 2 2 採点項目及び配点 評価項目「事業実績 (評価内容の 2)」	<p>本評価項目の「2 複数自治体による共同運用 (又は運営・調達) の導入支援を行った実績はあるか。」について、以下の理解で相違ないでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本評価項目で最も高く評価されるのは、都道府県が主導した共同調達 (都道府県及び県内市町村が共通の枠組みで電子契約サービスを導入した案件) の導入支援実績であるという理解でよろしいでしょうか。</li> <li>・したがって、企画提案書には、都道府県主導による共同調達の導入支援実績を、発注主体 (都道府県名) ・参加自治体数・導入時期・支援内容を明記のうえ記載することで、企画提案・プレゼンテーション評価の加点の対象になるという理解でよろしいでしょうか。</li> <li>・「各自治体が個別に調達した結果として同一事業者のサービスが複数自治体で採用されている」という状態については、本評価項目の「共同運用 (又は運営・調達)」には該当しないとの理解でよろしいでしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企画提案書に記載された事業実績に基づき総合的に評価します。</li> <li>・「各自治体が個別に調達した結果として同一事業者のサービスが複数自治体で採用されている」という状態については、本評価項目の「共同運用 (又は運営・調達)」には該当しません。</li> </ul>

No.	資料名称	該当項目 (該当頁)	質問内容	回答
14	企画提案審査要領	P 2 2採点項目及び配点 評価項目「運用保守」	<p>本評価項目の評価内容に記載されている「3 契約終了時のデータの取り扱いについて、適切な手法により実施される提案になっているか。また、業務のサポートは十分なものになっているか。」と「5 県における契約の相手方が変更となった場合、データの引継ぎ方法やサポート体制は十分なものになっているか。」という2つの評価項目の内容についてお伺いします。</p> <p>上記2つの評価内容については、いずれも県と本業務受注者の契約終了という事象における、契約書等のデータの取り扱いや引き継ぎやサポート体制について指しているという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>2つの評価内容が異なる事象を指している場合、それぞれどのような事象における対応を求められているかご教示いただけますでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「3」は県において電子契約の運用を終了する場合の取扱いを想定しています。</li> <li>・「5」は県において電子契約サービスの利用は継続するものの、契約の相手方が変更になった場合の取扱いを想定しています。</li> </ul>
15	企画提案実施要領	P 3 (4) 参加資格の確認	参加資格確認書類の提出について、提出方法に指定はございませんでしょうか(レターパックでの提出を想定しております)。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企画提案書実施要領4(4)イ(イ)に記載のとおり「書留」としておりますが、レターパックでも構いません。</li> </ul>
16	企画提案実施要領	P 3 (4) 参加資格の確認 ア 参加資格確認申請書類	<p>【様式1-2】企画提案参加資格申請書について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・参加要件として「情報セキュリティ管理・運用の基準となる ISMAP (政府情報システムのためのセキュリティ認証制度) の登録を受けていること。」と記載いただいておりますが、本様式と合わせて、当該認証を取得していることが分かる旨の書類の提出は必要となりますでしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提出は必須とはしませんが、提供いただける場合は提出をお願いします。</li> </ul>
17	企画提案実施要領	P 3 (4) 参加資格の確認 ア 参加資格確認申請書類	<p>【様式1-3】会社概要及び過去3年間の主な電子契約サービス導入実績について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本様式内「過去3年間の電子契約サービス導入実績」について、「国」又は「都道府県」の導入実績が複数ある場合、当該案件すべてを記載することが望ましいでし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・導入実績が複数あり、全てを記載することが困難な場合には、代表的な実績を記載する形で構いません。</li> </ul>

No.	資料名称	該当項目 (該当頁)	質問内容	回答
			<p>ようか。</p> <p>もしくは、それぞれで代表して1案件ずつ記載する形で問題ございませんでしょうか。</p>	
18	企画提案実施要領	<p>P 5</p> <p>(2) 企画提案選考委員会の開催 ウ 開催方法等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1 提案者ごとのプレゼンテーション、操作デモの時間は最大何分まで与えられるものとなりますでしょうか。</li> <li>・操作デモの実施について、予め用意した動画を利用することは差し支えないでしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1 参加者あたり 40 分程度 (プレゼン 20 分・操作デモ 10 分・質疑応答 10 分) を想定しています。</li> <li>・可能ですが、県では音声出力 (外部スピーカー等) を用意しませんので、必要な場合は参加者側において準備をお願いします。</li> </ul>
19	業務仕様書	<p>P 2</p> <p>2 事業内容 (1) サービスの提供 ア 基本要件 (エ)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貴庁では、今後、建設工事に関連する契約を電子契約で実施する予定はございますでしょうか。</li> <li>・実施予定がある場合、仕様書に記載の「建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) 上義務付けられている建設工事請負契約に関する書面の交付を代替するものとして、建設業法施行規則 (昭和 24 年建設省令第 14 号) 第 13 の 4 第 2 項の技術的基準に適合するものとして回答されていること。」という要件については、安心して建設工事に関連する契約にて電子契約を行うという目的から「令和 2 年改正後 (現行法) の技術基準に適合する」という回答をグリーゾーン解消制度で取得していることが必須、という認識でよろしいでしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県における電子契約の運用範囲は、段階的に拡大する予定としており、建設工事に関連する契約を電子契約の対象とするか、今後検討することとしています。</li> <li>・「No. 2」における回答のとおりです。</li> </ul>
20	業務仕様書	<p>P 2</p> <p>2 事業内容 イ 動作環境</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本要件については「区分」に記載されている PC、スマートフォンいずれでも「電子契約書の作成、署名依頼の送信、承認、署名、契約締結、保管、検索」が可能であり、各区分において、この全ての動作がサポートの対象内であることが必須であり、かつ「サポート対</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「No. 4」における回答のとおりです。</li> <li>・なお、「サポート対象である旨」がサービス HP 等で対外的に、誰でも確認できる状態になっていればより望ましいです。</li> </ul>

No.	資料名称	該当項目 (該当頁)	質問内容	回答
			象である旨」が、サービス HP 等で対外的に、誰でも確認できることが必須である、という理解でよろしかったでしょうか。	
21	業務仕様書	P 3 ウ 機能要件 (エ)	<p>・本要件については、公示日時点において、署名依頼の際に「アップロードした PDF ファイル内に、日付や文字を入力するためのテキストボックス等を配置」し、案件や署名者ごとに「必須入力」「任意入力」の選択ができる機能が実装されていることが必須である、という理解でよろしいでしょうか。</p> <p>例えば、PDF ファイル内にテキストボックス等を配置した場合に「必須入力」の選択のみが可能で「任意入力」の選択ができない場合には、本仕様は満たしておらず、失格となるという理解でよろしいでしょうか。</p>	・仕様書に記載のとおりです。
22	業務仕様書	P 3 エ セキュリティ要件(ク)	<p>・本要件について、「復元不可能（物理破壊、磁気破壊、データ消去ソフトによる消去、暗号化消去）な方法によりデータを廃棄すること。」と記載いただいておりますが、契約相手方の利便性を考慮し、県の環境から物理削除を行った場合であっても、契約相手方側の環境で保存されたデータ（ダウンロードした契約書 PDF データ及び契約相手方が本サービスの無料アカウント等を作成し、当該アカウント内で契約書データを保存している場合は当該データ）は連動削除等がされないことが必須である、という認識でよろしかったでしょうか。</p>	・契約相手方側の環境で保存されたデータについても連動削除等がされることは想定しておりません。
23	企画提案書作成要領	P 2 1 企画提案書 (1) 企画提案書記載内容	<p>・企画提案書について、のページ上限の設定はごさいませうでしょうか。上限がある場合、当該上限に表紙や目次は含まれますでしょうか。</p>	・企画提案書のページ数に上限はありませんが、持ち時間内で説明可能なものとしてください。
24	企画提案書作成要領	P 3 2 費用積算内訳書 (3)	<p>・「費用積算内訳書」と記載いただいておりますが、書類名称を「見積書」として作成、提出することは差し支えございませんでしょうか。</p>	・「見積書」として作成することは差し支えありません。

No.	資料名称	該当項目（該当頁）	質問内容	回答
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・本様式について、代表印等の押印は必要となりますでしょうか。</li> <li>・本書類の作成日に指定はありますでしょうか。「当社が本書類を作成した日付」を、作成日として記載する形で問題はないでしょうか。</li> <li>・金額の記載方法について、一部項目を基本利用料に含む形で提供する場合には「●●を含む」という形で見積書に記載することは問題ないでしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・押印の有無については指定しておりません。</li> <li>・作成日の指定はありません。</li>   <li>・問題ありません。</li> </ul>
25	企画提案審査要領	P 2 2 採点項目及び配点」の 評価項目「費用面」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・費用面の評価方法については、相対評価（提案があった他社と比較し、金額が安価な方が高評価）もしくは絶対評価（一定の金額以下であれば一律の評価）どちらになりますでしょうか。</li> <li>・本提案について、最低制限価格の設定はございますでしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企画提案の内容に対する価格の妥当性や費用対効果などを総合的に評価します。</li>   <li>・最低制限価格の設定はありません。</li> </ul>